

市営墓地【いずみ墓園】貸出募集案内
(個別集合墓所)
※※ 永代で利用できる個人用のお墓です(墓石不要) ※※

仙 台 市

仙台市では、墓所を必要としている市民の皆様に、「いずみ墓園」の貸出を行います。
つきましては以下のとおり募集を行いますので、募集内容等をよくお読みの上、お申し込みください。

* 注意 * この案内は いずみ墓園の「合葬式墓所」の貸出募集案内ではありません
--

1 申込について

【随時受付開始日】 令和8年10月1日から

【申込書配布場所】 仙台市役所 本庁舎6階 保健管理課

または仙台市ホームページからダウンロード

※令和8年9月8日～令和8年10月9日の間は各区役所総合案内でも配布

【申込先】

(1) 窓口の場合： 仙台市役所 本庁舎6階 保健管理課 開庁日の9:00から16:30まで

(2) 郵送の場合： 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所 保健管理課 あて

※ 申し込まれた方を使用者に、埋蔵される方を利用者として許可します。

※ 同じ方を埋蔵する目的で、個別集合墓所と合葬式墓所をどちらも申し込むことはできません。

※ 既に市営墓地の一般墓所・芝生墓所を使用している場合、個別集合墓所を申込できない場合がありますので、事前にお問合せください。

2 貸出墓所

【所在地】 仙台市いずみ墓園(仙台市泉区朴沢字九ノ森 1 番 1)

【貸出区】 個別集合墓所： 26区 A

※ 貸出する場所は、申込人数に応じて申込された順番に割り当てます。場所を指定することはできません。

※ お申込前に一度墓園のご見学をお勧めします。(開園時間8:30～16:30、土・日・祝日も開園)

※ 休日、お盆、お彼岸に地下鉄泉中央駅から墓園内まで市営バスが運行されます。(1 日 2 便)

3 永代使用料等

【永代使用料】 一人分 210,000円

【永代管理料】 一人分 90,400円

【支 払 方 法】 仙台市指定金融機関の窓口にて、指定した期日までの一括納入

4 申込資格等

仙台市民の方で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方。

(1) 申込者が自己のために使用するとき

(2) 申込者本人が使用し、かつ親族等のため複数の区画を使用するとき

(例…申込者+配偶者、申込者+親)

(3) 申込者が現に保有している親族等のご遺骨を埋蔵するために使用するとき

※ 個別集合墓所は個人専用の墓所で、1区画につき1人分の利用になります。複数人分の利用は、人数分の永代使用料と永代管理料が必要です。

5 必要書類等

【共通の添付書類】

- ① いずみ墓園使用許可申込書(使用許可申請書)
- ② 申込者の世帯全員の「住民票の写し」【原本】 1通
(本籍・続柄の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がない、発行から3か月以内のもの)

【お墓に入る方(利用者)別の添付書類】

(ア) 申込者と利用者が同一世帯の場合は、上記①と②のみで可

(イ) 申込者と利用者が別世帯の場合、上記①と②に加えて

③利用者の「住民票の写し」【原本】

(本籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がない、発行から3か月以内のもの)

④戸籍謄本【原本】等(申込者と利用者の親族関係がわかるもの)

(ウ) 死亡している方について申し込む場合、上記①と②に加えて

③戸籍謄本【原本】等(申込者と利用者の親族関係がわかるもの)

④次のうちどちらか該当するもの

・埋火葬許可証の写し・・・ご遺骨がまだどこにも埋蔵されていない場合

・埋蔵証明書の写し等・・・ご遺骨が既に他の墓地・納骨堂に納められている場合

※ 提出いただいた書類等は、原則返却できませんのでご了承ください。

※ パートナーシップ制度をご利用の方、事実婚の方は添付書類等が異なります。担当課まで直接ご相談ください。

6 申込後の流れ

- (1) 資格審査・添付書類の確認 : 申込(郵送着)後、当日～数日程度
- (2) 決定区画通知および使用料等の納付書発送 : 申込日から10日～2週間程度で発送
- (3) 使用許可証の発送 : 使用料等の納付日から2週間程度

7 納入方法

審査終了後に永代使用料と永代管理料の納入通知書を発送しますので、発行日から2週間以内に最寄りの指定金融機関で一括納入してください。

期限までに納入されない場合、貸出資格の喪失となり、墓所を使用することはできません。

※一度納入した後の申請の取り下げや辞退はできません。納入された使用料の返還もできませんので、お支払い前に、よくご家族・ご親族と十分にご相談してください。

8 墓園使用許可証の交付(発送)

保健管理課で永代使用料と永代管理料の納入が確認できた方から、順次、簡易書留で郵送いたします。

納入後2週間を過ぎても届かない場合は、保健管理課までご連絡ください。(TEL:022-214-8204)

※金融機関の窓口でお支払いいただいた日から保健管理課で納入の確認ができるまで、1週間～10日程かかりますので、ご了承ください。

9 墓所の使用

使用許可証がお手元に届いた日から遺骨の埋蔵ができます。

遺骨の埋蔵の際は、管理事務所で予約をお願いします。

10 墓所の返還等

個別集合墓所が不要になった場合は、自費で原状に戻してから（遺骨の改葬を行ってから）、返還の手続きをしていただきます。

なお、使用許可を受けた後は、墓所を未使用の場合でも永代使用料・永代管理料はお返しできません。

ただし、使用許可を受けた日から3年以内の返還の場合のみ、永代使用料及び永代管理料の半額をお返しします。

11 使用許可の取り消し

墓所を譲渡・転貸する、管理料の長期未納など、仙台市霊園条例等に違反した場合は、使用許可証交付後であっても使用許可を取り消すことがあります。

12 注意事項

- 個別集合墓所は、名義変更をしなくても使用できますが、当初に申し込んだ使用者が死亡した後に改葬や返還を行う際は名義を変更する必要があります。
- 個別集合墓所は遺骨を埋蔵する時以外は墓所の中に立ち入れません。
- 焼香台、献花台は供用となりますので、譲り合ってお使いください。

13 個人情報について

申込の際に収集した個人情報は、墓地貸出事務及び墓地管理事務に利用します。

また、墓地を管理する（公財）仙台市公園緑地協会に情報の一部を提供します。

〈 墓 所 の 特 徴 等 〉

【個別集合墓所】

小山型のお墓の土中に個人専用のカロートを設置した集合墓所で、後継ぎを必要としない墓所。

- ◆使用面積 本市設置のカロート(30cm四方)
- ◆施設制限 ①墓所には墓誌、名板等一切のものの設置はできません。
②原則、墓所内への立ち入りはできません。
③本市設置の祭壇以外での献花・焼香はできません。
④使用許可後に利用者の変更はできません。

〈 注 意 事 項 〉

- 1 開園時間は、原則午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までです。
 - 2 集会室の利用（会食等）については、事前に墓園管理事務所にご連絡ください。
 - 3 お参り後の供物やゴミは、必ずお持ち帰りください。園内にくずかごは設置していません。
 - 4 本市では、募集について業者に委託はしていません。
 - 5 石材業者はご自分でお決めいただきますが、過度のセールスに対する苦情等が寄せられています。悪質と思われる場合は、保健管理課までご連絡ください。
- なお、本市が申込者の住所その他を公表することはありません。

いずみ墓園区画配置図

現在貸出している区画

() 内は貸出可能区画数

◆ 一般墓所

②④ (501 区画)

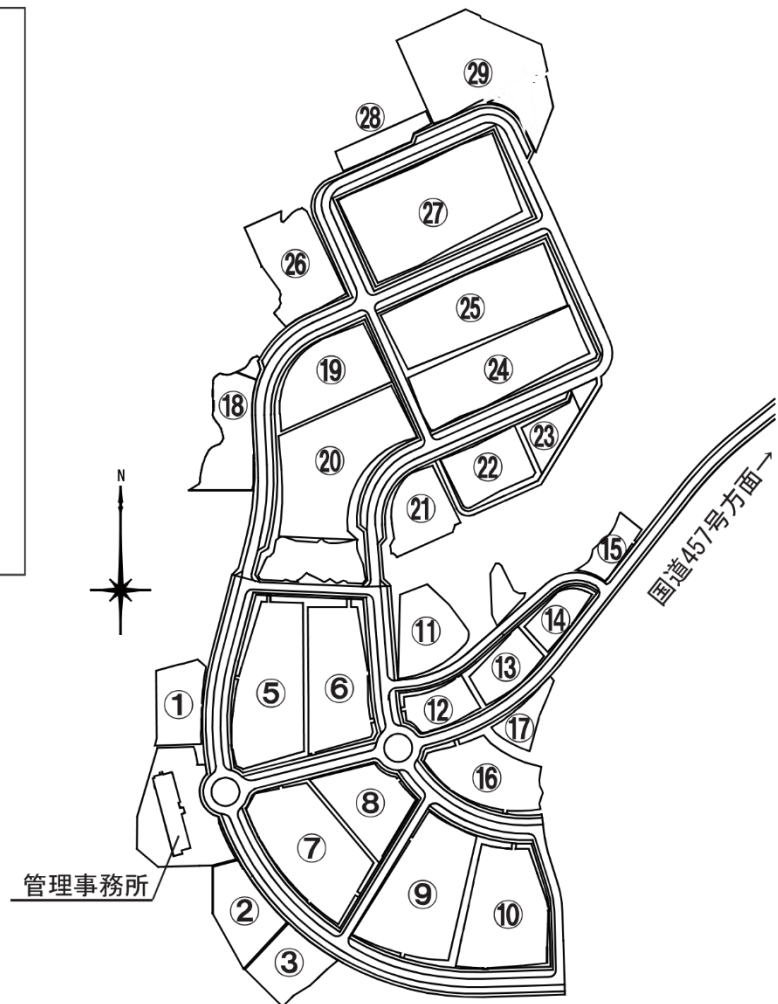
◆ 芝生墓所

②⑩ (1,786 区画)

◆ 個別集合墓所

②⑥ (414 区画)

令和 8 年 9 月現在



切り取って封筒の宛名にご利用ください

〒980-8671

仙台市青葉区

国分町3丁目7番1号

仙台市役所 保健管理課 行

〈問い合わせ先〉

健康福祉局 保健管理課 墓園管理係
(仙台市役所本庁舎 6階)

TEL : 022-214-8204(直通)